

○大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策に貢献する設備を導入する者に対し、大木町地球温暖化対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、大木町補助金交付規則（平成17年大木町規則第6号）の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、大木町に住所を有する者又は大木町に住所を有する予定の者（申請日の属する年度の末日までに大木町に転入する予定の者をいう。別表の（1）から（3）までに限る。）であって、大木町税条例（昭和37年大木町条例第3号）第3条に規定する町税及び大木町国民健康保険税条例（昭和46年大木町条例第14号）に規定する国民健康保険税を滞納していないものとする。

(補助対象設備等)

第3条 補助金の対象設備、要件及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象設備等について、既に大木町が交付する他の補助金等を受けている又は受ける予定である者は、この補助金の対象としない。ただし、大木町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付要綱（令和3年大木町告示第69号）による補助金を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前に当該補助対象設備の設置等について契約を締結しているものは、この補助金の対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置場所を示す地図
- (2) 設備の設置前の現況写真

- (3) 設備の経費内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 設備の仕様が分かるパンフレット等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に大木町地球温暖化対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号。次条において「決定通知書」という。）を送付することにより通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による決定通知書を受けた後に、補助対象設備等の設置等に着手（別表（4）の電気自動車においては、購入契約の締結をいう。）しなければならない。

（交付申請内容の変更）

第6条 前条の規定により決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請変更等承認申請書（様式第3号）に変更内容が確認できる資料を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否について、大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請変更等承認（不承認）書（様式第4号）を交付決定者に送付することにより通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は第5条の規定により交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、大木町地球温暖化対策支援補助金実績報告書（様式第5号。次条において「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、これらを町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置費に係る領収書の写し及び内訳書の写し
- (2) 竣工検査の試験記録書の写し等、確実に稼動していることを示すもの
- (3) 設備の保証書の写し
- (4) 設備の設置状態を示す写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大木町地球温暖化対策支援補助金交付額確定通知書(様式第6号。次条において「確定通知書」という。)を交付決定者に送付することにより、通知するものとする。

(交付請求等)

第9条 交付決定者は、前条に規定する確定通知を受けたときは、大木町地球温暖化対策支援補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出することにより補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に請求書に記載された振込先に補助金に相当する額を入金することにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容を取り下げたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大木町地球温暖化対策支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号)を交付決定者に送付することにより通知するものとする。

3 前2項の規定(第1項第1号を除く。)は、補助金を交付した後においても適用する。この場合において、町長は、大木町地球温暖化対策支援補助金返還命令書(様式第9号。次項において「命令書」という。)を交付決定者に送付することにより返還を命ずるものとする。

4 交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を町長に返納しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

改正文（平成28年告示第15号）抄

平成28年4月1日から施行する。この告示による改正後の大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第3条第5号及び第4条第1項第2号の規定は、施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

改正文（平成29年告示第25号）抄

平成29年4月1日から施行する。この告示による改正後の大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第3条第7号及び第8条第3号の規定は、施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第24号）抄

令和2年4月1日から施行する。この告示による改正後の大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

改正文（令和3年告示第33号）抄

令和3年4月1日から施行する。

改正文（令和3年告示第70号）抄

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

改正文（令和5年告示第43号）抄

令和5年4月1日から施行する。

改正文（令和6年告示第36号）抄

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第25号）抄

令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象設備等	要件		補助金の額
(1) 太陽熱利用システム設備	大木町に所在又は建築する住宅(賃貸の用に供するものを除く。)に用	自然循環型又は強制循環型の太陽熱温水器	5万円
(2) 定置用蓄電システム設備	いる未使用の設備	次のいずれにも該当するもの ア 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの イ 蓄電容量の合計が4kWh以上であるもの ウ 製造者による保証期間が10年以上あるもの	一律10万円
(3) 電気自動車等充給電システム設備		次のいずれにも該当するもの ア 太陽光発電システム設備と常時接続しているもの イ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助の補助対象V2H充放電設備一覧に記載されているもの又はCHAdeMO協議会の認証を受けているもの ウ 電気自動車等の自動車検査証における使用の本拠の位置が、電気自動車等充給電システム設備の設置場所と同一であるもの	
(4) 電気自動車	町内に保管場所がある未使用の車両	次のいずれにも該当するもの。 ア 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること。	

		<p>イ 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</p> <p>ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助の補助対象車両一覧の電気自動車の欄に記載されている車両であること。</p> <p>エ リース契約でないこと。</p>	
--	--	--	--

備考

補助金の交付は、補助金の交付対象となる設備の種類ごとに1つの住宅（一戸建の建て方のものをいう。（1）から（3）までに限る。）又は1人（（4）に限る。）につき1回限りとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大木町長 様

住所

(申請者) 氏名 印

電話

大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請書

大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けた
いので、下記のとおり申請します。

また、町税の納税状況について、担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

記

- 1 補助金申請対象設備 _____
- 2 設備設置場所
大木町大字 番地
- 3 対象設備の設置住宅の区分（いずれかに○印）
既存住宅に設置 ・ 新築、増改築住宅に設置 ・ 一体型住宅を新築
- 4 設置予定設備
メーカー名 _____
型式・規格 _____ ・ kW ・ 0 ・ kWh
- 5 工期
年 月 日～ 年 月 日

*大木町暴力団排除条例第6条に基づき、暴力団排除を徹底するために、暴力団（員）又は暴力団（員）と密接な関係のあるものであるか否かを警察へ照会させていただくことがあります。あわせて、当該補助金等交付前に暴力団等の関与があることが確認できた場合には補助金等の取消し、又当該補助金等交付後において上記事由が確認できた場合には当該補助金及びそれに係る加算金を返還していただくことになります。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大木町長

大木町地球温暖化対策支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった標記補助金について、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 補助対象設備 _____
2. 交付決定金額 金 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日

大木町長 様

住所

(申請者) 氏名

印

電話

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた大木町地球温暖化対策
支援補助金交付申請について、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第6条第1項の
規定により、下記のとおり（変更・中止・廃止）の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定対象設備
2 補助金交付申請（変更・中止・廃止）の内容
3 補助金交付申請（変更・中止・廃止）の理由

様式第4号（第6条関係）

大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請変更等承認（不承認）書

第 号

様

年 月 日付で申請のあった大木町地球温暖化対策支援補助金交付申請の（変更・中止・廃止）については、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記により（承認・不承認）します。

年 月 日

大木町長

記

1 補助金交付決定対象設備
2 補助金交付申請（変更・中止・廃止）の（承認・不承認）内容
3 補助金交付申請（変更・中止・廃止）の（承認・不承認）理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

大木町長 様

大木町地球温暖化対策支援補助金実績報告書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、補助事業が完了したので、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、報告します。

記

1. 交付決定対象設備 _____

2. 補助金交付決定額 金 _____ 円

3. 事業完了年月日 _____ 年 月 日

(太陽光発電システム設備内訳書 統一様式)

設置した太陽光発電システム設備の概要と設置工事費

(1) 対象システムの概要

項		内 容	
太陽電池	ア 太陽電池モジュールの型式名		
	イ 太陽電池モジュールの製造番号	別 添	
	ウ 製造会社名		
	エ 太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数 (注1)	_____ W× _____ 枚	_____ W× _____ 枚
	オ 太陽電池の最大出力 (注2)	_____ kW (小数点2桁未満四捨五入)	
インバータ・保護装置	ア インバータ・保護装置の形式名		
	イ インバータ・保護装置の製造番号		
	ウ 製造会社名		
	エ 定格出力	_____ kW (小数点2桁未満四捨五入)	
	オ 低圧系統と逆潮流有りで連系するという要件への適合性	系統連結について承認を受ける電力会社	
	カ 電力会社との電力契約内容 (該当のものを○で囲み、「契約容量」には数値を記入して下さい。)	電力方式	1 単相3線式 100V-200V
	契約種別	1 従量電灯契約	2 時間帯別電灯契約
	契約容量	A	
太陽電池の設置方法	ア 太陽電池の設置場所 (該当のものを○で囲んでください。)	1 新築住宅の屋根上 2 既築住宅の屋根上 3 地表上 4 ベランダ 5 その他 ()	
	イ 太陽電池の固定方法 (該当のものを○で囲んでください。)	1 建材一体型 2 架台設置型	

(注1) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽モジュールの公称最大出力をいう。

(注2) 太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。

(注3) 日本工業規格を基準としているが ICES 等の国際規格も可とする。

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

大木町長

大木町地球温暖化対策支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった大木町地球温暖化対策支援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

記

1 交付確定対象設備

2 補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大木町長 様

住所
(申請者) 氏名 印
電話

大木町地球温暖化対策支援補助金交付請求書

年 月 日付第 号で確定された大木町地球温暖化対策支援補助金について、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求 対象設備			
金 額	金 _____ 円		
金融機関	銀 行	支店・支所	
	信用金庫 農 協		
ゆうちょ銀行の場合は、振込み専用の口座番号を記載			
預金種目	普 通 当 座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座は申請者本人のものに限ります。

様式第8号（第10条関係）

大木町地球温暖化対策支援補助金交付決定取消通知書

第 号

様

年 月 日付第 号で交付決定した大木町地球温暖化対策支援補助金については、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記により取り消しますので通知します。

年 月 日

大木町長

記

1 補助金交付決定対象設備
2 補助金交付決定の取消理由

様式第9号（第10条関係）

大木町地球温暖化対策支援補助金返還命令書

第 号

様

年 月 日付第 号で交付決定を取り消した大木町地球温暖化対策支援補助金について、大木町地球温暖化対策支援補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記により返還を命令します。

年 月 日

大木町長

記

1 補助金返還対象設備			
2 補助金返還金額			
返還する補助金額	円		
加算金	円		
遅延利息	円	合計返還額	円
3 補助金返還期限			
年 月 日（ ）午後 時まで			
4 補助金返還場所			

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第10条関係)